



JASDAQ

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社中京医薬品
代表者名 代表取締役社長 山 田 正 行
(JASDAQ・コード4558)
問合せ先 専務取締役 辻 村 誠
電話番号 (0569) 29-0202

業務の適正を確保するための体制(内部統制システムに関する事項) の一部改定に関するお知らせ

平成27年5月15日開催の当社取締役会におきまして、「業務の適正を確保するための体制」を一部改定することを決議しましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

主な改定内容は、監査に関する体制について法令の改正に合わせて具体的な表現に見直したことであります。(改定内容を下線で示しております。)

記

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 職務執行の基本方針

当社では、以下の経営理念および行動指針をもって全ての役員（取締役、監査役）および使用人（社員、嘱託、パートおよびアルバイト）の職務執行に当たっての基本方針となっております。

【企業理念】

当社は、永遠なる企業発展を追求し、且つ適正なる利益の確保とともに、株主、取引先、顧客、使用人、その他地域社会の住民の方々とともに繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献いたします。その実現のために、当社の経営理念である「健康づくり・幸福づくり・人づくり」をコンセプトに、より愛されより親しまれる企業を目指して、医薬品配置販売業を「ふれあい業」と位置づけ、独自の「トータルライフ・ケア」を推進し、心のこもったサービスで顧客の期待に添うべく、誠心誠意をモットーに信頼される企業を目指して邁進しております。

また、社会からの要請や期待に応え信頼を得ることによって、持続的な発展を目指す企業となるため、CSR（社会的責任）を積極的に推進していきます。

【行動指針】

- ① 顧客満足度の向上を目指し、常に顧客第一をモットーに情熱をもって行動する。
- ② 顧客の幸福と健康づくりを本分とし、感謝と奉仕の精神を忘れないで行動する。
- ③ 地域、社会環境、地球環境と調和した企業活動を行う。
- ④ 働きやすい環境をつくり、フォア・ザ・チームとチャレンジ精神によって互いを高

- め、より高い成果を作り上げる。
- ⑤ 創造的な技術を駆使し、顧客が安心して使用できる商品づくりをする。
 - ⑥ 自己研鑽と人材の育成に努め、仕事のプロフェッショナルを目指す。
 - ⑦ 事業活動に関わる法令、社内規程および倫理綱領を守り、企業不祥事を防止し、真摯で且つ正直な行動をする。
 - ⑧ 組織内に属する全ての役職員は、当社の「(経営) 理念マップ」による理念を良く理解し、事業活動の目的達成のため、その業務の有効性および効率性を高めることに努める。
 - ⑨ 財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保する。
 - ⑩ 限られた経営資源を効率的かつ有効的に活用し、利潤を追求する。

付記：倫理綱領に「民事介入暴力・反社会的勢力との関係遮断」という項目を設け、「私たちは、民事介入暴力・反社会的勢力からの不当な要求には絶対に応じません。問題が起これば、警察及び顧問弁護士と連携のもと毅然たる態度で対処します。」と謳っております。

2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(コンプライアンス体制の構築)

- (1) 取締役会は、法令順守のための体制を含む内部統制システム構築に関する基本方針について、定期的に見直しを行い、課題の改善に努める。
- (2) 取締役および使用人は、行動指針に基づき、社会人として、企業人としてふさわしい倫理観、価値観をもって行動する。
- (3) 取締役は、それぞれの担当部門において、社会規範、法令、社内ルールの順守について自ら範を示しつつ、部門内での指導を徹底することを第一の責務と認識する。併せて、毎月1回の取締役会には、監査役ならびに社外監査役も出席して、代表取締役以下各取締役の業務執行状況、リスク管理状況、法令・社内規則の順守状況等を検証するとともに、取締役相互の牽制機能の有効性を確認する。
- (4) 社内コンプライアンス体制を更に有効・強固なものにするために、取締役社長をチーフとし、各部署の代表である委員（取締役、他）からなる組織『中京医薬品コンプライアンス委員会』の活動を活性化する。なお、必要に応じて、顧問弁護士も参加する組織とする。
- (5) コーポレート・ガバナンスをはじめコンプライアンスについての認識高揚のための研修を年1回以上開催し、取締役は言うに及ばず主任以上の役職者等も参加し、認識を一層深めることにしている。
- (6) 内部統制プロジェクトにより、内部統制全般に亘っての諸施策を推進する。
- (7) 当社は、取締役および使用人における企業倫理意識の向上、法令順守のため「倫理綱領」を定め、半期ごとに何が実行されたかを各担当部課長から取締役社長へレポートを提出し、意識の高揚に努める。
- (8) 当社は、内部通報（ヘルプライン）体制を設け、取締役および使用人が、社内外においてコンプライアンス違反行為が行われ、または、行われようとしていることに気付いたときは、速やかに、本社人事総務部担当者（社内相談窓口）、または、顧問弁護士（社外窓口）に通報（匿名も可）することを定める。なお、通報内容は原則、情報提供者名削除のうえ（但し、通報者の承認を得た場合、この限りにあらず）直ちに、取締役社長に報告するものとする。会社は、通報者に対して「不利益な扱い」を一切行わないものとする。
- (9) 反社会的勢力とは如何なる面でも関係を一切持たないとの基本方針を取締役、執行役員および使用人に周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応部署を設置し、警察等の外部機関との協力体制を維持強化する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 当社は、取締役会、その他の重要な会議の意思決定に関する情報、取締役決裁その他重要な決裁に関する情報等については、「文書管理規程」に基づき、記録・保存・管理を行うものとする。なお、取締役および監査役は、これらの文章（電磁的記録も含む）等を必要に応じて閲覧できるものとする。
 - (2) 取締役会は、法令および証券取引所の「適時開示規則」により、情報の開示を定められた事項に関しては、速やかに開示を行うものとする。一方、「内部情報管理規程」に準拠して、未公表の内部情報の管理を厳密に行い、インサイダー情報に基づく自社株式の不正売買を防止する。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。
 - (2) 「リスク管理委員会」の下部組織に「リスクマネジメントチーム」を発足させ、各部署より提出された「過大（重要）リスク管理による予防対策・緊急時用対策」を検討し、特にリスクを発生させない環境づくり（予防対策）の推進を目的とする。なお、「リスクマネジメントチーム」にて検討した結果、重要事象については「リスク管理委員会」へ意見を具申し、判定・解決を得るものとする。また、チーム内2人1組の班体制によって、各部門より提出された「予防対策・緊急時用対策」を精査し、問題があれば各部門長に報告するとともに、リスク管理体制の組織的改善への取組みを促進する。
 - (3) 不測（緊急）の事態が発生した場合には、「リスクマネジメントチーム」を経由せず、その事象に対する処理の意思決定を速やかに行うために設置された「中京医薬品コンプライアンス委員会」を開催し、適切且つ迅速な対応を行い損害を最小限に留める体制を取ることとする。なお、必要に応じて顧問弁護士に問題を具申し、意見を求め危機管理に当たることとする。
 - (4) 各部署の業務に付随するリスク管理は、「リスクマネジメントチーム」の下部組織に設けられた「リスクマネージャー」が行うものとする。各部署における「リスクマネージャー」は、リスクの原因および防止の方法ならびに業務体制の改善方法について検討し、「リスクマネジメントチーム」への提言を行うものとする。また、「リスクマネージャー」は、リスク管理についての部内への周知徹底を行うものとする。
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務執行の効率性確保のため「取締役会規則」、「職務権限規程」等の社内規定を順守する。
 - (2) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに各取締役の担当業務に関する職務執行状況等の審議を行う。
 - (3) 一方、経営効率の向上および意思決定のスピードアップならびに現場の緻密な情報把握のため、取締役および執行役員ならびに監査役以外の者（主として、各部担当部長、課長）を取締役に出席させ、その部署よりの付議案全般に亘っての意見および説明を求めることとする。
 - (4) 執行役員制度の活用により、経営上の意思決定、監督機能と業務執行機能との分離による迅速且つ効率的な経営を推進するとともに、取締役会審議の活性化・実質化を図る。
 - (5) 業務運営については、全社的な目標として平成25年度を初年度とする中期計画を積極的に推進する。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社等はありません。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役および使用人から監査役に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とする。
- ① 当社の業務・財務に重大な影響・損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
 - ② 当社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行う恐れがあると考えられるときは、その旨、直ちに監査役に報告する。
 - ③ 当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定については、適宜、監査役に報告する。
 - ④ 当社の業績および業績見込みの重要事項開示内容については、直ちに監査役に報告する。
 - ⑤ 内部監査室の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況については、直ちに監査役に報告する。
 - ⑥ 監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役および使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。
- (2) 監査役は、経営に対する監視機能の強化と重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、稟議書他業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要がある場合は、取締役および使用人に説明を求めるとする。
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性ならびに実効性に関する事項
- (1) 監査役より補助使用人の要請があった場合には、取締役会で検討したうえで配置する。
- (2) 監査役の要請に基づいて補助使用人を配置する場合、補助使用人は当然、取締役から独立し、専ら監査役の指示命令に従うものとする。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
10. その他監査役
- (1) 取締役は、法令・定款および当社の「監査役会規則」ならびに「監査役監査基準」に定める監査役の重要性を十分に認識したうえで、監査役監査が有効に行われるための実効性を確保する。
- (2) 監査役は、監査の品質・効率を高めるため適宜、会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人と情報、意見交換等を行うなど緊密な連携を図るものとする。また、取締役社長と定期的に意見交換を実施し、他の取締役に対しても随時、意見交換を行うものとする。
- (3) 監査役は、当社の各部門長および現場使用人から個別ヒアリングを適時行うとともに的確なる指示を行い、必要且つ重要な事案については取締役会にて意見を報告し、担当取締役および必要に応じて出席した使用人よりヒアリングを行うものとする。
- (4) 取締役および使用人に対して、コンプライアンス確保のための教育、監査および指導を実施する。

以上